

つるぎ町河川氾濫災害危険区域に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月5日

つるぎ町長 兼西 茂

規則第4号

つるぎ町河川氾濫災害危険区域に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、つるぎ町河川氾濫災害危険区域に関する条例（令和3年つるぎ町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定等の告示)

第2条 条例第2条第2項の規定による告示は、字の名称及び地番により区域を明示して行うものとする。

(告示書類の閲覧)

第3条 町長は、前条の告示を行った後は、当該告示に係る書類を建設課河川整備室に備付け、一般の閲覧に供するものとする。

(認定の申請)

第4条 条例第4条の規定による申請は、つるぎ町河川氾濫災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）内における該当建築物認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 立面図又は断面図
- (4) 建築物の構造図
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、災害危険区域内における該当建築物認定通知書（様式第2号）若しくは該当建築物認定申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。